

◇ 令和 5年度 指定管理者事業評価書

施設名	草津市立橋岡会館・橋岡教育集会所		指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針	
施設所管課	人権政策課	児童生徒支援課	初年度	36,781,000円		37,306,601円	光熱水費の上昇等で指定管理料を支出が上回っているが、昨年度の執行残や指定管理事業運営支援金等に対応されている。	協定に基づきサービスの安定と良質な経営を図る。
施設HPアドレス	http://netsutohikari.or.jp/kanri		2年目	36,781,000円		35,909,258円	昨年度に続き光熱費の上昇があったが、省エネに努め、経費の節減をはかった。	協定に基づきサービスの安定と良質な経営を図る。
指定管理者名	NPO法人熱と光		3年目	36,781,000円				
指定期間	令和4年4月1日	～ 令和7年3月31日	4年目					
評価対象期間	令和5年4月1日	～ 令和6年3月31日	5年目					

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
4	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成31年4月1日
施設の供用開始日	昭和46年4月1日
指定管理導入前の運営形態	市直営 + 一部事務委託

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆
令和5年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)	
隣保館および教育集会所を適正かつ効率的に運営管理し、施設の活用を図り、機能を十分に発揮せしめ、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。		各種事業や施設維持管理について、仕様書に定められた基準を満たしている。昨年度に引き続き光熱水費については、省エネに努め、経費の削減を図っている。アンケートやLINEの利用により地域住民からの声を積極的に聞き入れており、今後も地域住民との繋がりを活かし、事業運営に取り組んでいただきたい。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証	
橋岡会館・橋岡教育集会所の管理・運営に当たり仕様書に基づき業務を遂行した。今年度も両施設から新型コロナウイルス等の感染者を出さないように感染予防に努めた。コロナ禍以降、施設管理には細心の注意を払って、室内の換気や清掃、来館者のアルコール消毒も継続して実施している。そのかいあって、アンケート調査には、両施設に清潔さを感じたり、来館者をお迎えする玄関には四季折々の花木に心がなごみ、次に来た時はどんなお花が飾られているのか楽しみにされている方もあった。会館職員にとって大変はげみになった。令和4年から「草津市立橋岡会館LINEアカウント」を仮設し会館・集会所主催の各種研修・講座等の開催の案内と緊急時の連絡等のメッセージを配信していて、登録者も増加していて令和6年3月末時点で107名の登録と321名のメッセージがあり、大変好評であった。来年度も引き続き職員一同、来館者の皆さんに「笑顔で親切に」を合言葉に隣保館運営に努めたい。		地域の実情に精通したNPO法人を非公募で指定したことにより、訪問による相談事業等、利用者との関係が構築できている。貸館については、減免利用が多く、貸館収入は年間46,200円と少額であることから、利用料金制を導入するメリットが少なく、現行の使用料金制が適している。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・草津市立橋岡会館と草津市立橋岡教育集会所の運営及び維持管理に関すること。 ・草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の企画・運営に関すること。 	

◆評価基準	
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

仕様書P2 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(2)文化の向上、社会福祉の増進および健康水準の向上に関する業務について				
評価項目1	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	昨年度は、新型コロナウイルス感染防止をしながら各種講座、教室を実施していたが、今年度は、5月8日から季節性インフルエンザ等と同じ感染症法に規定される「5類感染症」に移行したことにより、橋岡会館、橋岡教育集会所でのほぼすべての、(カラオケ・料理関係)を除き、各講座、教室の開催を実施し、交流や啓発に取り組むことができた。なお、百歳体操は、高齢者が施設入所された方や体調のすぐれない方もおられ、高齢者の参加者が少なくなったことから、今年度から中止になっている。また、草津市主催の健康相談事業が、相談者の現状がかりつけ医を持ち、定期受診し、服薬や療養指導を受ける等、医療管理を受けている人がほとんどなため、中止となっている。	上半期評価	仕様書の内容に沿った事業を実施できており、おおよそ当初の計画どおり事業を進めることができている。事業内容については、年度ごとに利用者の状況や要望に合わせて見直しを行い、ニーズに合わせた内容となるよう検討がなされている。今後も利用者のニーズに合わせた事業実施に努めていただきたい。
	☆☆☆		☆☆☆	
下半期評価	近年、大規模災害が、毎年起きていることから、会館での避難所開設を想定して、講師に日赤滋賀県支部から講師をお招きし、災害から命を守るための各種研修をはじめ段ボールベッドの組み立て方や実際にベッドに寝て体験してもらった。参加者の皆さんから、自分の災害への備えを見直す機会になると感想を言っておられた。また施設管理者にとってもたいへん有益な研修となった。	下半期評価	講座に関するアンケートでは「とてもよかった」、「よかった」が97%を占めていることに加え、講座終了後もサークル活動として継続しているグループがあり、活動意欲をひきたす内容であることがわかる。	
☆☆☆		☆☆☆		

仕様書P3 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(3)相談・支援に関する業務について				
評価項目2	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	昨年度は、新型コロナウイルス感染防止の影響を受ける中で、相談者が外出を自粛したことにより多数の各種相談を受けたが、今年度は5月8日から新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザ等と同じ「5類感染症」に移行したことにより相談件数が減少している。	上半期評価	仕様書に沿って適切に事業を実施することができた。相談件数は昨年度に比べて減少しているが、訪宅による相談も実施されており、手厚い相談体制を整えているといえる。
	☆☆☆		☆☆☆	
下半期評価	少子高齢化社会が身近な課題となっているが、町内でも独居老人宅への見守りをする中で、施設入所をはじめ介護保険の相談件数が増加している。障害者の方の年齢が経年と共に上がり、ご家族がおられないこともあったり、課題が増えて来ている。年初の能登半島の地震により実家が震災に遭われ、高齢者のご家族を滋賀県に避難するための各種相談もあった。	下半期評価	訪問による相談を積極的に行い、地域住民に寄り添った業務を実行できている。また、相談内容に応じて関係機関とも連携を取っており、効果的な助言指導を行っていることが伺える。	
☆☆☆		☆☆☆		

仕様書P5 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(4)教育に関する業務について				
評価項目3	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	今年度は、各種講座の回数は昨年度と変わりはないが、小・中学生の児童数が(小学生:5名)(中学生:10名)減少した年度にあたることから、参加者数が昨年度より減少している。部落問題学習習合宿は、学区内の校園所にインフルエンザ等の感染が見られたことから、日帰りのミニ部落問題学習として実施した。また、橋岡町解放文化祭においても上半期の自主活や部落問題学習で学んだことの発表の場として実施した。発表内容は、子供たちが毎年継続して学んでいることから積み重ねが出来ていて、全ての発表者において人権感覚の高い発表内容となっている。	上半期評価	自主活動学級では、子どもたちが町内にある施設を訪れて見学した内容をまとめて発表していた。また、人権啓発映画を見て差別についての思いを自分の言葉で発表するなど、内容を工夫しながら進められていた。教育担当者がミニ部落問題学習やミニ解放文化祭等において講座を担当したり、思いを述べたりするなど主体的に運営される姿が見られた。
	☆☆☆		☆☆☆	
下半期評価	教育集会所の自主活動学級では、今年が最終学年となる中学3年生はほとんどの子どもたちが9年間を通して学んで、素晴らしい人権感覚を持ち、自分の考えをしっかりと伝えられる青年になっている。一例として、自主活動学級の3年生が昨年の12月にキラリ草津や今年の2月11日の市民のつどいにおいて、令和5年度人権作品入選作品展示コーナーに、題名「9年間通った場所」の作文が展示され、集会所での学びの体験を発表して、後輩の子どもたちの規範となっている。	下半期評価	差別解消への思いや児童生徒につけたい力など、教育担当者の思いが教育に関する各種事業に通底しており、取組を進める上での大きな原動力となっている。参加児童生徒はその思いを受けて教育集会所での学びを積み重ね、最後の自主活動学級では自分の思いを堂々と発表することができた。	
☆☆☆		☆☆☆		

仕様書P5 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(6)提案事業に関する業務について				
評価項目4	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	大北規旬男さんの講演から、隣保館の成り立ちや意義等の理解を深めることができた。26名の参加者があった。今まで隣保館が取り組んで来たことが、地域の拠点として如何に橋岡町のまちづくりになされてきたことや、今後も少子高齢化・情報化が進む中において先進的な「福祉と人権のまちづくり」の取り組みである事をお話いただいた。	上半期評価	計画通り、仕様書に沿った事業を実施できている。講演会の開催にあたっては、周知活動に積極的に取り組み、多くの人に参加していただくことができた。なお、他方の提案事業は下半期に実施される。
	☆☆☆		☆☆☆	
下半期評価	地域交流事業では、コロナ禍以降はカラオケの開催は感染防止のため自粛していたが令和5年5月から「5類感染症」に移行になったことから、歌を通しての地域交流の催しとして、ALL老上学区の皆さんに大変人気のある「よもや劇場」の皆さんによる演劇を鑑賞し、とても楽しい一時を過ごせたことを、大変満足されていた。また、後半のカラオケコーナーでは久しぶりのカラオケを何曲も楽しく歌えたことや、手品もあって、来年度も引き続きの開催を希望されていた。同問題を始める人権問題の2回目の講演会では、令和6年2月9日に郷土史家の武田一夫さんを橋岡会館にお招きし、令和5年が全国水平社創立大会から2年後の大正13年(1924年)4月18日、甲賀市甲南町の「厳浄寺」で滋賀県水平社の創立大会が開催され、今年が100年目に当たる記念の年であることから、滋賀県内で、設立された経緯について詳しく講演いただいた。	下半期評価	人権事業・交流事業ともに、老上学区のまちづくりセンターとの共催により町外からの参加者も多く、より多くの人々の人権意識や連帯意識の醸成に寄与していただいている。カラオケについては、参加者アンケート等から毎年ニーズが高いものであることがわかり、コロナ禍の収束に合わせて事業を再開することで多くの参加者同士の交流に貢献いただいている。	
☆☆☆		☆☆☆		